

山口家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和元年7月5日（金）午後2時

2 場所 山口家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石井章，板村憲作，大田紀子，坂本寛，寺田徹郎，服部恭弥，宮坂昌利（委員長），山田貴之，山田昌広，山根由紀

(2) 説明者

久恒首席書記官，神杉主任書記官

(3) オブザーバー

兒玉事務局長，田中事務局次長，吉川首席家庭裁判所調査官，川上訟廷管理官

4 議事の概要

(1) 新任委員の自己紹介（山田昌広委員）

(2) 報告「平成29年10月開催の山口家庭裁判所委員会（議題：家庭裁判所における再非行防止に向けた取組～社会資源の活用～）での意見を踏まえた取組について」（豊田総務課長）

ア 犯罪被害者支援センターとの連携

民間の支援団体「ハートライン山口」に問合せを行い，包括的に協力が可能である旨の話をいただいた。

イ スクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーとの連携の具体的方法について家庭裁判所調査官内部で情報を共有し，実際に学校との面接の中でスクールソーシャルワーカーとの連携を提案する事例もあった。

ウ 刑事裁判の傍聴

試行に向けて、家庭裁判所調査官が傍聴を体験し、実施する際の手順や注意点をまとめ、家庭裁判所調査官内部で共有を図ったが、適切な公判の予定があるか否か、被告人やその家族、マスコミ等から注目を向けられた際の対応等、検討すべき課題も残っており、また、ふさわしいケースもなく、実施には至っていない。

エ 補導委託の活用について

積極的な活用を試みているが、身柄付補導委託先の開拓は進んでいない。

(3) 議題「成年後見制度について～成年後見制度利用促進基本計画を踏まえての取組等～」

ア 神杉主任書記官による基調説明

イ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について

次回は山口地方裁判所委員会との合同で開催し、開催日時及び意見交換のテーマは、令和元年10月頃に開催予定の地方裁判所委員会における同委員会委員の意見も踏まえて決定する。

(別紙)

「成年後見制度の利用促進について～成年後見制度利用促進基本計画を踏まえての取組等～」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

- ◎ 意見を出していただくに当たって大きく二つのテーマに分けてお話をお聞きしたい。一つ目は、裁判所が担っている部分で、もうちょっと利用改善できないだろうかという観点からの切り口、それからもう一つの切り口としては、地方公共団体関係機関等を含めた周辺部分との連携の在り方ということで、地域連携ネットワーク、あるいは、中核機関の整備等に向けた話に関わってくる。こちらは裁判所だけではなくて、より広がりのある福祉分野との連携も含めた在り方という、切り口の違う問題になってくる。大きくこの二つに分けて議論していただきたい。少し補足すると、認知症その他の理由で判断能力が十分でない方々のためにどのようなサポートを提供するかというテーマに関しては、元々は民法が定める意思能力、行為能力を補完する法的なツールという形で、法制度は一応出発している。これが伝統的な後見制度の位置づけだったのが、より広く社会的な実態とか利用者のニーズというのが明らかになると、これは司法の分野だけでは抱えきれない、特に福祉分野の問題、地方自治体行政、福祉行政のノウハウを活用していかないととても手の行き届いたサービスを提供することはできないという事が徐々に明らかになってきたという問題状況である。その中で、司法と行政、そこに一本線を引いて区別することができる話ではない。責任の押し付け合いになるのが一番いけないところで、いかに自主的な共同関係を構築して、利用者目線でいいサービスを提供できるかというのが問われている。裁判所の業務の中でそういう視点で物事を扱ってきた経験が乏しいことから、今のところ、家庭裁判所としては課題を認識しながらも具体的にどのように取り組んでどのように進めていくのかということについては確たる答えも出ていないというのが現状である。まず、一つ目の、裁判所が取り扱う制度運用について、運用改善について何か視点は無いだ

ろうかというテーマに関してお話をお聞きしたい。

- 非常に難しい質問である。保佐，補助は別として，後見を受ける方はもう判断能力が無くなってしまっているという状態で，本人がどのようにメリットを実感するのかというイメージがなかなか湧きにくい。少し視点を変えてみると，後見人をつけることによって本人が抱えている問題が何か解決するということがあれば，それは本人が感じる感じないを問わずメリットかなと思う。それで，こういった課題が解決するのかなと考えると，まず家族が本人のお金を横領しているといったときには後見人をつけることによって，財産の管理ができるようになるというメリットがある。ただ，実際に，認知症のおじいちゃんと一緒に暮らしている息子夫婦がその金を好き勝手に使っているというときに，その息子夫婦が後見の申立てをするかなというのと，それは絶対しないだろうというふうに思われる。こういったときに，これはもう裁判所の運用からも少し離れてしまうけれども，預金の引出しについて，息子達ができないようにするためにはどうしたらいいかといったところからまず考えていく。そういったところからの制度を変えていかなないどうにもならない。例えば，その息子夫婦と仲が悪いきょうだいが，兄が何か変なことをしている，父の金がどうなっているのかということによって紛争が起きるというパターン。または，全く別で最近父が何か変な買い物をして困っているというような契約関係の処理が必要なパターン。こういったときには恐らく弁護士に相談に来るというケースも多いかなというふうに思う。弁護士に相談に来ると，では後見人をつけたらどうですかという話になる。ということで，弁護士会の法律相談とかいった事業に裁判所にも積極的に協力，広報していただくということが連動して，後見人の選任率であるとか後見としてのサービス提供に繋がっていくのかなと。弁護士会に協力してくれというのは，手前味噌な話だけれども，そういうところがあるかなと思う。後は，制度を知らない人も沢山いるだろうから，選任率を上げるという意味で，マスコミの力をお借りして，ドラマとかドキュメンタリーとかCMとか一面広告とかでもいいのでとにかく認知率を上げる方向で

動いていくということをする必要があるかなと思う。

- ◎ 確かに、認知症になった人の子ども、きょうだいの紛争などについて、弁護士を通じて、成年後見の申立てという形になるという流れが典型的には想定される中で、弁護士会というのは成年後見制度の関係職種の典型的なものであるので、こちらとの連携というのは裁判所としても一番意識せざるを得ないものだと思う。あと、PR活動ということについても、一般論としては承知しているつもりではありつつも、具体的にどのようにということになると、いい知恵がなかなか出てこないというところである。
- 私自身も後見人をやっているし、行政から御相談を受けることもあるけれども、先ほどもお話のあったように、この問題は切り口が結構難しい。やはり申立てがないと裁判所はどうしようもないというところがあり、どうしても申立てがあった後の話にならざるを得ないので、そういう意味では、本当の問題がやはり申立ての前にあるので、そことの繋がりがなかなか難しいのかなと思う。それを前提に申立てがあった後の話を言うと、実務的には、この申立て、審判までのハードルをなるべく下げていただきたい。実際には、適切な申立人がいないケースが非常に多くて、いる場合でもその手続がなかなか難しいという御相談は確かに多い。マッチングする際に事前に調整とかがあるケースはいいけれども、そういうのがなければ、何故この人が後見人になったのかというところで、親族の方が疑問に思われるということがある。裁判所が間に入って、例えば受理面接のときに同席するかそういったマッチングの機会を設けるのは今の制度の中でもできるのではないかなと思う。それから、鑑定が、かなりハードルが高くて、一つは鑑定をしていただけるドクターが非常に少ないというのがあり、申立てのときには診断書を書いていただけるドクターもいるけれども、裁判所の手続の中で鑑定を依頼するとなると、山口県だと、こころの医療センターがある宇部市まで行かないといけないので、誰が連れていくのかというのが実際はかなりのハードルになると思う。それをなるべくスムーズにできるように、今の制度の中でもやっていただき

たい。それから、受理面接自体も、場所にもある程度よるけれども、施設とかに入っておられて、裁判所になんとかしてたどり着ける人は頑張っただけで裁判所に来てくださいというのが今のところの運用だと思う。家裁調査官の人的な限界とかも当然あると思うが、出張して施設とか病院とかで面接していただく機会というのを増やしていただくと、申立てのハードルを下げると一つの要因になると思う。

◎ 今、いくつか御指摘があった点について、具体的にどう運用をしているのかという現状と、ここまでは少なくともできているという説明を裁判所をお願いしたい。まず、本来申立てが必要なのに申立人となるべき人がいない状況、これはこの問題の性質上、当然そういう事態を想定しなければいけないけれども、そういう場合に、今現在の制度と運用がどういうことができているのか。

△ 先ほど委員からもお話があったように、申立て前の段階の話なので、裁判所が実状として把握できる範囲でお答えさせていただくと、申立てに繋げていくことがなかなかできないということについては、いわゆる市町村申立て、首長申立てが考えられる。この首長申立てについても、ハードルがかなり高い。親族の有無も必ず調べてからの申立てということで、申立てまでの期間もかなり要しているとの印象がある。さらに首長申立てをした場合、報酬等の助成についても、課題として一つ上がってきていると考えられる。

◎ 事前配布してもらった資料の中の、申立人の内訳についても補足してもらいたい。

△ 申立てについては、本人の子が一番割合を占めている。親族関係の申立てというのは全体の4分の3を占めている。その他に市町村長申立てについても、21.3パーセントを占めている。親族の申立てが多いというのは、申立てが必要な端緒はやはり親族によって発見されることが多いところにあると思われる。申立ての動機としては、本人の預貯金の管理ができなくなったとか、身上監護の面での不安があつてとか、あと多いのは、不動産の処分であるとか、遺産分割の必要が生じた等ということが大きく挙がってきている。

- ◎ 先ほど委員から話があったマッチングという言葉の説明していただきたい。
- △ 裁判所は、後見人の選任に当たっては、本人がよりメリットを感じていただけるような制度ということで、本人により適合する後見人を選任、マッチングすることになる。
- ◎ それから、鑑定と受理面接の運用については、審判を担当されている委員から実状を御説明いただきたい。
- 受理面接においては、成年後見開始の審判の申立人とその代理人、場合によっては後見人候補者と面接することになるが、その際には参与員を活用している。その際に、場合によっては施設関係者も来ていただくこともあるし、そこは柔軟に対応している。あと、鑑定に至るのはそれほど多くはなくて、申立時に提出された診断書のみで鑑定省略で後見開始に至るケースが多いものと把握している。
- △ 今、委員からもお話があったが、受理面接は全件について実施しているわけではない。親族が後見人の候補者として挙がっているという場合に実施することはある。先ほど委員からお話のあった受理面接とはまた違うかもしれないが、保佐や補助、本人からの後見申立てのときには、本人に対して調査官が面接をすることがある。そういった場合に、本人の状況に応じて施設に伺う等の対応をすることもであると承知している。
- ◎ 最近、新聞の投書欄を見ても、成年後見、補助、保佐の運用について、極めて辛辣な意見、指摘がされることもある。ユーザーの立場から見れば、まだまだ不満や言いたいことが多い制度なのかもしれないと率直に考えることもあるけれども、そのような切り口も含めて、お気づきの点、御意見をお聞きしたい。
- 私も、今、成年後見を3件ほど受任しているが、例えば高齢者の現場で成年後見制度の必要性を感じるのは、やはりケアマネージャー、介護支援専門員であるし、障害者の現場だったら、相談支援専門員とか障害者サービスの事業所だと思う。しかし、裁判所の申立てまでの入口がやはりハードルが高い。例えば高齢者の場合、お金の管理は息子さん又は娘さんとかがやっておられることがあるが、

専門的な立場から見ると、例えば、もう少しケアマネジャーのサービスを使ったらいいのに、家族からしたら、介護保険の自己負担が1割、2割かかるから使わない。でも、本来なら、お金は本人さんのために使われなければいけない。それがいつの間にか家族のためになっている。あまりにもサービスを拒否するような場合には、ネグレクト、高齢者虐待になるかもしれないが、そこがなかなか理解してもらえない。それで、ケアマネジャーは相談先として地域包括支援センターに相談する。そこで成年後見の申立ての助言とか支援もあるけれども、親族申立てになるとやはり親族の了解も得る必要があるが親族が拒否する。市町村に持って行って市町村申立てかといってもなかなかハードルが高い。そういう意味で後見制度というのは現場サイドが見たらハードルが高いというのが、今實在の本音ではないかなというのはすごく感じている。

- ◎ 実感としてハードルが高い、その雰囲気というか空気感みたいなのは分かるけれども、具体的にどのあたりがネックになっている最大の理由なのか。
- やはり家族の気持ちというのもハードルが高いのではないかと。成年後見を利用すると、本人のお金を使うのにわざわざ裁判所や後見人の許可を取らなければいけないのかということと言われる家族もおられる。
- ◎ 確かに、一度後見という手続に乗ってしまうと、裁判所から逐一の報告を求められるということは避けられない面がある。その点での御指摘もある意味ごもつともなところがある。今のような点を含めて、何か御意見をお願いしたい。
- 今の御意見と関連するけれども、実際に後見人業務をする中で、裁判所の説明にしろ、制度趣旨にしろ、本人の財産を守るという側面に重きを置かれている感じがして、専門職であればどのぐらい支出するかという自分なりの基準をお持ちだと思う。私であれば、本人が旅行好きな人であれば、旅行なんかどんどん行けばいい、赤字になっても、その内保険で行けるだろうという感覚でお金を出すことになる。財産を守るということが過度に強調されてしまうと、今まで楽しくできていたのができなくなるというようなことがあったりする。親族後見人は専門

知識もないので、守らなければいけないということで逆に財布の紐が固くなり過ぎてしまう、そういうところに息苦しさ、使いにくさを感じるという事だと思う。裁判所にしろ、今後できるであろう中核機関にしろ、使ってもいい、基本的には今までどおりでいい、難しく考えなくても、変なことさえせずに楽しく暮らせればいい、ちょっと肩の力を抜いて、使ってもいいですよという形でのアドバイスや助言、リーフレットとかそういったものがあれば、ハードルの高さというのは多少緩和されるかなというふうに思う。

- ◎ 従前の後見制度の運用が財産保護に比重が偏ってしまっているという御指摘はしばしば聞かれるところであるけれども、そういう御指摘について、裁判所の意見があればお聞きしたい。
- 成年後見制度の理念として自己決定権の尊重という点が大きな柱の一つであるので、そういった趣旨に沿って、本人が旅行がお好きであれば、その分の意思を尊重してお金を使ってもいい、言われたようなスタンスで運用には努めているところであるけれども、そこをもっと広く、特に親族後見人、またはこれから後見申立てをしようという親族にもっと広く理解をしていただくように努力していこうというスタンスで裁判所も運用に努めているところである。
- ◎ 今の点について、後見制度の取組についての歴史的沿革というものがあって、実は十数年前までの後見制度の課題というのは、今のものと全然違っていて、何が問題だったかと言うと、後見人の不正事案への対処こそが一番喫緊の課題だった時代がある。親族後見人はもとより、件数的には稀有な件数であるけれども、専門家後見人でさえそういう事例もあったということもあった。裁判所としてそういう方面に過敏になっていた時期があったということは否定できない。それはそれで必要なことであるけれども、財産保全に偏重すると、本人のためにお金を使えないという逆の面の不満が出てくる。そういう意味では揺戻し、見直しをしていく時期にきていると考えられる。他に御意見等が特段なければ、もう一つの大きなテーマ、福祉分野、地方公共団体その他専門家集団も含めた関係機関との

連携の在り方という視点からの御意見，裁判所に対する提言も含めて，そちらのテーマについても御意見をいただきたい。

- 中核機関の設置が全国的に見てもなかなか進まないと先ほど御説明があったので，それに関連してお尋ねするが，最初の御説明で，利用者目線ということで考えるということが示された。利用者目線ということであれば，認知症の高齢者がまさに利用者だろうと思うが，認知症の高齢者は段々症状が進むわけで，最初は福祉サービス，介護保険事業，権利擁護事業の方で対応できるだろうが，段々症状が進行して成年後見制度に移行するという形が一般的ではないかと思う。成年後見制度の話をする前は自治体の福祉サービスの中で話ができることなので，自治体が権利擁護事業，福祉サービスでいくのか，さらに一步進んで成年後見制度の利用に進んでいくのかというのを自治体が交通整理してくれれば良いと思う。それでなかなか中核機関ができないということは，ここから先は推測であるけれども，中核機関をあえて設けなくても，現状の福祉サービスの中で処理ができるというふうに市町が考えているのではないかという推測もしてしまう。それから，裁判所から，様々な市町の会議にオブザーバーで参加されておるとの話もされていたので，市町の中では中核機関に対する認識としてどのような話が出ているのかということを示していただきたい。それと資料の中に，中核機関による継続的な支援ができるようであれば親族も後見人になれるというふうに書いてあるので，親族による後見ということであれば非常にハードルが下がると思う。中核機関があったら親族による後見人ができるということを，市町の職員がよく認識すれば，むしろこの中核機関が必要ではないかという人もいるように思う。中核機関に対する市町の考え方について，裁判所に対する質問じゃなくて自治体に対する質問かもしれないが，御見解があればお尋ねしたい。

- △ 中核機関に対する市町の考え方につきましては，動きがなかなかないような市町については，中核機関はそもそも何をすればいいところなのかというぐらいの認識のところも比較的多いというところがある。動きを始めているところについ

ては、先ほど、4つの機能があるということを御説明したが、それもきちんと認識されて、まずは相談広報機能のところから充実させて、そのうち、もう少し機能を広げていこうというような考えをお持ちのところもある。このように、理解についても、取組が進んでいないのと同じで、二極化しているように感じている。

△ 補足すると、県内の市や町に意見交換会等で出向くケースが多々あるが、やはりマンパワーの問題があるようで、例えば本来の担当者が、自分のところで成年後見の申立てをした方がいいのか、それとも先ほどお話のあった自治体の福祉サービスの範囲の中でということになるが、結構思うようにならない案件を抱えて、御自身がなかなか前に進めない。それで他の障害の関係とか、福祉サービスの関係等などとの統合をとって、ワンストップで自治体の中で利用者に時間をかけさせないためのサービスに統合していくまでには至っていないというようなケースも考えられる。もう一つは大き目の自治体のところでは、ある一定の分野、例えば市の社会福祉協議会等に委託した方が良いのではないかとということも合わせ考えながら、まだ方向性が定まっていない。地方の福祉計画の課題もあって、それと同時並行で進めていきたいので最後の令和3年を目指して合わせて進めていけば足りるのではないかとというような、努力目標だというような認識でおられるところも見受けられる。

○ 中核機関というのは必置義務なのか。

△ 努力目標である。

◎ 基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージについて、簡単に説明をお願いしたい。

△ まず申立てを受けた後に、本人のニーズ、課題等を確認して、親族の後見人候補者がある、ないというところで、どのような者を選任していくかということの振分けをしていくものになっている。候補者がないということであれば、専門職後見人を選んでいくことになるけれども、親族で後見人の候補者になりたいという者がいる場合には、まずその者を選任することについて相当でないような事情

がないかどうか確認させていただくことがある。例えば、親族間の対立の有無とか、虐待が疑われるとか、経済的な搾取が疑われるとかいったようなことがないだろうかというような事情を確認させていただく。事情があるということになれば、やはり親族の候補者を選任することは相当ではないということで、専門職の方を後見人として選任させていただくことが多くなる。そのような御事情がないということであれば、次は本人の抱えているニーズや課題に後見人候補者自体が対応していくことができるのかどうかというところを判断させていただく。それによって、中核機関の支援があれば対応できるだろうということであれば、親族を後見人として選任する。中核機関による継続的な支援が期待できない、中核機関がすぐにできるようなものではないのでといったことも含めて、中核機関による継続的な支援を受けられないということであれば、親族を後見人として選びつつも、専門職を後見監督人として選任する場合もあるだろうということである。また、後見人、保護者の方で不正行為防止のための措置を講じる必要性が高いような場合、財産を沢山持っていらっしゃる御本人であるような方が典型例であるが、そういった場合でも親族を後見人としつつ、専門職後見人を選任するというようなことで考えている。後見人の能力や適性がどうしても不足している、中核機関の支援があっても対応が難しいというようなことであれば、専門職後見人を単独で選任する、または、親族については、財産的な管理は難しいかもしれないけれども、本人の身上監護についてはお任せできるところはあるので、専門職後見人と親族後見人とを複数で選任するというふうなことが考えられる。また、本人のニーズである課題についての専門性が高くて、中核機関の支援があっても対応が困難だという場合には、専門職後見人を単独で選任する場合もあるし、専門職後見人にはそういった本人の専門性の高い部分でのニーズや、課題の解決の終わった後にお辞めいただいたりして、後に親族後見人に引き継いでいただくような方法もある。

○ 資料で、成年後見人と本人の関係の割合が示されている円グラフがあって、現

状では親族が後見人になっている場合が23パーセントとある。今後新しく中核機関ができて継続的な支援があれば親族が後見人になれるということであるから、この親族の割合が増えるのではないか。その親族の割合が増えるようであれば、日頃市町の福祉部門と接触しているのは親族が多いだらうから、親族という意味での後見人制度が広まるのではないでだらうかというところでお尋ねした。

◎ まさにおっしゃるとおりである。もし親族後見人をうまく使えたとすれば、それが申立てのハードルが一番低いと考える。費用的な面でも、きめ細かなサービスを提供するという意味でも、忙しい専門職後見人よりも身近な親族の方がやっただけであれば、きめ細かなサービスができる。ただ、それができない場合も多い。そのできない場合はどういう場合なのか、できる場合はどうなのか、できる場合についても、中核機関が適切にサポートすることによって、今までできなかったことができるようになるのかという問題意識が表れている資料と認識している。今後、市町にもイメージを共有していただいて、より積極的な設置に向けた動きを後押ししていきたいというふうに考えている。

○ 思うのは、先ほどマンパワーというお話があったけれども、予算の問題もあって、中核機関としてやらなければいけないことが多いとは思っているけれども、国としては、交付税が大体目安としては10万人位で300万円くらいということなので、例えば市役所でも、専属の職員を一人増やしたら、それ以上何もできないというところもあって、予算上の制限もあるのかなと思う。それからもう一つは、そもそも成年後見のニーズをどう考えるかというところで、私がふだん感じているのは、成年後見はかなりハードなやり方だと思う。つまり、認知症の方が増えて何らかのサポートが必要というのはどんどん増えていくと思うけれども、そのサポートの方法としては、先ほど話のあった社会福祉協議会の事業とか、または委任契約とかいろいろ方法があると思うけれども、その中であえて成年後見を使う場面とはどういう場面か。私の認識で言うと、大体二種類で、一つは、手続上やむを得ない、申立ての動機にもあるけれども、預金を引き出せないといったと

き。もう一つが、最初にお話があった、横領とか金銭搾取、または虐待を受けて何処かに避難しなければいけないというような権利擁護の関係。そういった手続上で必要な場合と、権利擁護が必要な場合。大体このような場合にはもう他の制度では対応できないので成年後見にならざるを得ない。それで、基本計画というのは、おそらくこういったハードな場面以外のもっとソフトな場面にも成年後見を広げていこうというところが計画の趣旨だと思うけれども、現場としては、ハードなところをまず優先的に成年後見に繋げて、それ以外はそれ以外の制度でいけるのではないかというのがおそらくあると思う。そういった意味で、今後、中核機関ができて成年後見が爆発的に増えていくことは、ないのかなと思う。ただ、そうは言っても、今現在、成年後見の相談を統一的にやっている窓口が無いところが多い。中核機関という看板どうこうよりも、全国には、この基本計画ができる前から成年後見の総合的な相談とかをやっているところは一杯あるので、そういったところがこの中核機関として看板を背負うことになる。山口県だと、そういった実体が今まで余りなかったと思う。今から基本計画を作るというのも大事だけれども、計画だけではなくてそういう相談に乗れる職員の育成といった実態を作っていかなければいけないところが、山口県としてはまだ結構大変なことが多いのかなと思う。先進的なところとして挙げられた市とかは、権利擁護センターみたいなのが設置されて、そういう意味で計画自体を進めていくということと、やはり窓口として実際に相談に乗ることのできる職員とかを育成したり、予算をつけていたり両面で進めていかなければいけないので、割と時間が掛かっているのかなというのが感想である。

- ◎ 今、御指摘があった、後見手続が真に必要とされている、いわばハードケースと、より広いソフトケースという視点は、この問題を考える上でも非常に有益な見方の提示である。
- 成年後見人をやっての感想として、病院とか福祉施設とかが成年後見制度自体をなかなか理解してないというところがあって、例えば業務の範囲、成年後見人

はあくまで法的な身上監護と財産管理をするということであるが、それ以外のことを求められることが結構多い。例えば、医療行為の同意をしてくれとか、事実行為、例えば被後見人を散歩に連れて行ってくれとかいうことを求めてくるということも結構あって、一つは福祉関係機関、医療関係機関が後見制度を学ぶ場が今までなかなかなかったということもあって、それで業務の遂行がなかなか難しい、難儀するケースも結構あったりするということも感想としてある。それで、後見人としても、結構大変で、例えば看取りのときに立ち会ってくれとか、終わってからの葬儀までやってくれとかそういう業務外のことを求められることも結構あるなというのが感想である。

- ◎ 今の点は大事な話で、後見制度に求められる面として財産管理だけではなくて身上監護の面もということで今まさにそこに焦点を当てられているわけけれども、逆に何でもやってくれるのか、何でも屋さんですかということにもなりかねないというところもある。委員にお尋ねするが、身上監護として求められている面として、今後後見人として、できないことはもちろんあるにしても、こういうことならそこは今後のあるべき後見人としてはできるというのを教えていただきたい。
- 後見人の身上監護の範囲として、例えば月に一回面会に行ったときの状態の把握。または、介護施設でのケアプランのチェック。その辺りはもちろんするし、次の、例えば病院から老人保健施設へ、病院から福祉施設への契約とか、これは身上監護の範囲なのでやる。ただ、あくまで成年後見人イコール家族ではないということが、福祉施設、医療関係者にはなかなか浸透しないのが現実かと思う。
- 各機関との連携の在り方等についても、先ほどのお話を聞いてみて、中核機関ができたから劇的に何か変わるとかいったことはおそくないと思う。市町に関して言うと、以前、ある自治体の福祉から相談を受けて、非常に困難なケースというか、家族が皆、知的障害があってその内の何人かが暴力団みたいなのに脅されて、金を継続的に搾取されている、家にお金がほとんどないような状況、それ

でもどうしようもないみたいなケースの相談を受けたとか、困難な案件というのが自治体にはたまっていて処理困難でどうしたらいいのだろうといったものを、是非、裁判所で主催していただいて、ケース会議というか、裁判所と専門職と自治体とでこういう案件があるがどういう方法がとれるだろうかと。裁判所から手続的にはアドバイスできることがあると思うし、そういった会議を是非やっていただいて、裁判所と専門職と自治体と顔の見える関係を築いていく。そうでないと、そういう案件で後見人が必要なケースだからやってくれと言われても、仕事ですので、採算の取れないものをぼんぼん気兼ねなく受けるわけにはいかない。やっぱりそういった関係性がどの位できているか、顔の見える関係ができていれば、困難な案件についてもいろんな知恵を出し合って解決に向かって動いていける。連携の在り方と言えばそういったところかなと思う。

- ◎ ケース会議というのは、特別困難な事案ということ想定しての話だと思うが、裁判所から今の点で何かコメントできることはあるか。
- ケース会議という話があったが、事例とか現場で問題になっていることを取り上げて、裁判所と、人間関係も含めて作っていくことは良いことだと思う。貴重な御意見をいただいたので、検討させていただきたい。
- ◎ 現時点ではすぐこういう形でということまではなかなか申し上げにくいですが、将来的には地域連携ネットワークの中でそういった場を持つ何らかの機会が持てるのかもしれない。
- このテーマについては、非常に難しいというか、自分からかなり遠いところ、あまり扱わないところだな、入り口がなかなか難しいところがあった。高齢化に伴って認知症の方が増えて、実際どれぐらい制度が必要な方がいらっしゃるのか、数字がなかなか分からなくて、私どもが例えばこの制度についてメリット、スタイルとか、どういう方にこの制度の有益とかを伝えるのかがなかなか難しいなど思った。まだまだ統計的には出てないと思うけれども、どれぐらいの方が、この制度が必要なのかというところがある程度分かれば、どういう施策が必要かとい

うところがアプローチしやすいのかなと思う。ケースワーカーの方々が実際に接している認知症の方々の中で、どれぐらいの割合で必要なのか、ある程度絞っていけば対策が見えてくるのかなと思う。あともう一つは、弁護士とか、裁判所とか、例えば利用者が増えた場合に運用するキャパがあるのかというところ、どれぐらいまで大丈夫なのかお聞きしたい。

△ 適切な役割分担ができた上で、運用がされていくのであれば、ある程度の件数はやっていけるのではないかなと考えている。裁判所としても、これから件数が増えていくことを想定して、いろんなことを検討していくのではないかというふうに考えられる。

◎ 裁判所もキャパシティを考えずにやっているわけではなく、利用促進は裁判所と福祉分野、行政分野といかに必要な役割分担していけるだろうかということとセットでの話である。そこは裁判所だけが抱える話ではないし、裁判所の仕事を押し付ける話でもないけれども、そういう中で、適切な分担ができれば、ありうる、むしろやるべき話だろうというのが、裁判所として利用促進の旗を掲げている基本的なところだと認識している。

○ キャパについては、裁判所は多分いくら来ても大丈夫だと思う。利用促進によって不採算案件が増えたときにどうなのかという点。それは当然限度があるし、今のところ不採算案件もあると思うが、一部の弁護士に偏ってやっていただいているような状況にあたりするという中で不採算の案件が増えたときにどう対応するのか、その費用をどこが持つのかというのは、裁判所が利用促進を考えるのであれば、これから大きな課題になるのかなというふうに思う。

○ 今回こういう会議に出席するに当たって、事前の説明もしていただいたけれども、成年後見人とかいう名称だけは聞いたことがあるというレベルで、本当に法律とかに疎い私にとっては理解がまだまだできない部分がすごく多い。身辺監護、身の回りのお世話みたいなところを含めてやっていくなれば、素人の考えからすると家族が一番身近でそういったものを全て含めてやれる人がなったほうが一番

いいかなと思う。そうではない、いろいろな問題もあったりというところで、利用のメリットというのが、ハードな部分では分かるけれども、ソフトな場面での本当の意味での利用のメリットが私もまだよく分からないというのが感想になる。もう少しそこが、私みたいなよく分からない人も含めて、よく分からない人がよく分かるような情報というか、何がいいのか分からないけれども、その辺りの情報がもらえると、自分も含めて自分がそうなったときに何かしらの準備をしておいた方がいいのかなと少しでも思いに至るのではないかなと思う。

- ◎ 利用のメリット、ストレートにメリットだけではないかもしれないが、資料の中に申立ての動機としてはこういうものがあるというものがある。

ただ、これは、必要に迫られてこういうものがきっかけになったということなので、おそらく本当の潜在的なニーズはこれ以外にもあるだろうとは考えている。

- お墓の問題とか、それから空き家の問題とか、この成年後見制度がもっと浸透して皆が活用できていれば、そういった墓の面倒を見る人がいなくなるとか、家がどんどん朽ちていって、それを管理ができる人がそこにいてくれるのではないかというような問題もクリアできていたのではないかなと思うことがよくある。それで、もう一つは利用する御本人のためにということは、つまりは自分達のためである。なので、一つは終活の中に成年後見制度を組み込んでしまって、自分が活用するときはどういうふうにこれを使えるのかということをつータルで考えていけるようになるのが一点。それは、自分が高齢に向かうとき、もちろん家族もいるけれども、必ずしも家族は自分のために動けるとは限らないという視点を持って、自分がどういう場面でこういう制度が活用できるか、利用できるかという視点を持つ必要があるのかなと思った。それと、困難事案についても、自分が仕事の中で見聞きしたのが、「自分のために」がなかなか考えられない、知的、精神的リスクをお持ちの方々が、どんどん犯罪に巻き込まれていって搾取されていく現状を見るにつけ、こういった成年後見制度というものが本人家族の思いだけでなく、もっと周りのサポートの中でその人のために利用できるような仕組み

になってくれていたらいいなというふうに感じている。

- ◎ 最後のところで触れられた不正，虐待事案等での成年後見が最もコアの部分で期待されている役割だということは間違いない。そういった部分について，本当に潜在的なニーズがまかなえていないとすれば，それが多分一番解決すべき課題だろうと裁判所も認識しているところである。
- 自分の仕事に当てはめて考えると，一定の社会的弱者の方が犯罪に陥る場合というのは，自分の生活をどのようにサポートしてもらえるのかという社会的なシステムを知らない。またそういうシステムがあることは知っていても，どこに自分が駆け込めば助けてくれるのかということが分からない。結局，犯罪に走ってしまう人が現実に一定程度いる。今回は，高齢になり認知症になり財産の管理や身の回りのことができなくなった人をどのようにサポートするのかということで，場面は違うけれども，そういう方々もどういう制度があるのかというのが，制度の複雑さもあって，分からない。またそういう制度があると分かっていたとしても，今日話を聞いても，家庭裁判所に行けばいいのか，弁護士さんの所に行けばいいのか，どこに助けを求めればいいのかというのが，一元化されていないのではないかという気がしている。同じ問題で，ワンストップでこういったものを相談できるシステムというものができていけばいいのではないかというふうに感じた。
- ◎ まさに相談窓口のワンストップ化という意味においても中核機関又は地域連携ネットワークというものに期待するところが我々としても大きいものがあると認識している。